

第1回第2小委員会会議録

日 時 平成16年11月27日(土)午前10時55分～午前11時30分

会 場 平田町農村環境改善センター 多目的ホール

出席者

・委員長

小松 隆二

・委員

山川 源吉 長谷川 裕 阿部 慶一 佐藤きく子

・説明員

企画財政部会長 松本 恭博 まちづくり分科会長 羽根田 篤

財政分科会長 高橋 清貴 情報企画分科会長 小松原和夫

教育部会長 荘司 東一 管理・学校教育分科会長 齋藤 善和

生涯学習分科会長 齋藤 勉 体育分科会長 菊池 太

酒田市管財課長 庄司 君雄

・事務局職員

土井 義孝 長尾 和浩

議事日程

1 開会

2 正副委員長の選出

3 委員長あいさつ

4 協議

(1) 協議第18号 協定項目23 自治会・行政連絡機構の取扱いについて

(2) 協議第21号 協定項目24 - (4) まちづくり関係事業の取扱いについて

(3) 協議第32号 協定項目24 - (16) 学校関係事業の取扱いについて

(4) 協議第33号 協定項目24 - (17) 生涯学習関係事業の取扱いについて

(5) 協議第38号 協定項目24 - (3) 電算システムの取扱いについて

(6) 協議第40号 協定項目5 財産の取扱いについて

5 その他

6 閉会

開会 午前10時55分

事務局（土井義孝） それでは、本日は全体会議に引き続き開催ということになりますが、委員の皆様にはよろしくお願ひしたいと思います。

おおむね、昼12時までには終了したいと思ひますので、よろしくお願ひします。

本日は委員の皆さん、全員出席でございます。

小委員会の設置規程第5条第2項の定足数に達しておりますので、ただいまから北庄内合併協議会の第1回第2小委員会を開催したいと思います。

第1回目の小委員会ということで、最初に正副委員長の選出ということになりますが、先ほど全体協議会の中でもありましたように、基本的にはこれまでの北部地域合併協議会の協議の内容を尊重して引き継ぐということになっておりますので、こういった前提からいたしましても、事務局といたしましては、引き続き委員長には小松委員、副委員長には山川委員を継続してお願ひしたいというふうを考えておりますけれども、皆さん、いかがいたしますか。

〔「異議なし」と発言する者あり〕

事務局（土井義孝） よろしいですか。

それでは、皆さんのご賛同がありましたので、引き続き委員長には小松隆二委員、副委員長には山川源吉委員の方からよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、委員長席の方にお願ひします。

それでは、最初に、委員長の方から一言ごあいさつのほどをお願ひいたします。

委員長（小松隆二） ごあいさつというほどのこともございませんが、今併存しております北部地域協議会に引き続きまして委員長を仰せつかまつりました。これまで以上によりよくお願ひしたいと思います。これから大変大事な時期に入りますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、早速でございますが、先ほどの委員会で付託されました6件ですか、このA4の小委員会の議事次第にあるとおりでございますが、協議のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

事務局（土井義孝） それでは、議事の方に進みたいと思ひます。

小委員会設置規程第4条第3項により、議長は委員長が務めることになっておりますので、これからは委員長の方でよろしくお願ひいたします。

委員長（小松隆二） それでは、規程に従いまして、委員長が議長になるということで議事を進めさせていただきたいと思います。

それでは、既にさきの小委員会で確認済みの項目といたしまして、このA4の紙にあり、（1）協議第18号 協定項目23 自治会・行政連絡機構の取扱いについて、あとは、まちづくり関係事業の取扱いについて、学校関係事業の取扱いについて、それから生涯学習関係事業の取扱いについて、最後に（5）協議第38号 協定項目24 - （3） 電算システムの取扱いについて、この5件を一括して議題といたします。

それでは、事務局の方からご説明をお願いしたいと思います。。

事務局（長尾和浩） 事務局の長尾と申します。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、ご説明申し上げます。

先ほどの全体会議の会長のあいさつもございましたし、今、委員長の方からもお話がございましたけれども、基本的にこれまでの協議結果、協議経過を尊重して引き継いでいくということが確認されてございます。

それで、既に確認された項目、あとは小委員会で確認を終えて全体会議に報告するまでという項目に関しましては、今回の新しい枠組みに伴いまして当然必要となります文言の修正という形で行いまして、基本的には調整方針の内容、趣旨等につきましては、何ら変更がないというのが今回、第2小委員会での付託案件、（1）から（5）までという内容となっております。

それでは、具体的にご説明をしたいと思います。

昨日、資料をお配りしました中に厚い資料がございましたけれども、本日はお持ちでしょうか。こちらは若干おさらいという意味も兼ねまして、ご確認いただきながら、ご説明を申し上げたいと思います。

それでは、見出しの23番 これは見出し番号が協定項目の番号と一致しておりますけれども 協定項目23 自治会・行政連絡機構の取扱いについてでございます。

こちらにつきましては、基本的に調整方針につきましては変更はございません。

これは、ほかの項目にも同様ですけれども、それ以降に添付をしております参考資料がございまして、A3の参考資料につきましては1件ずつ説明という形は省略させていただきますけれども、基本的に大きな修正はございまして、提出した時期によりまして、その予算額を平成15年度予算から平成16年度予算に変更したり、あとは一部現況に合わせたような内容としております。こちらにつきましても調整方針にかかわる大きな変更というものはござい

ませんので、この辺、ご理解をよろしくお願ひしたいと思います。

また戻りますけれども、協定項目23につきましては自治会の組織、報酬、あとは補助金等につきましては、基本的に調整方針に変更はございません。

続きまして、24 - (4) をごらんいただきたいと思います。こちらは、まちづくり関係事業の取扱いになっております。

こちらにつきましては、(3) までございますけれども、(1)、(2) の修正はございません。(3) のところで、今まで八幡町、松山町及び平田町につきましては、集会所建設事業について特例経過措置を設けるということで、この3町を列挙しておったのですが、今回は3町というくりにしております。これは表現上の修正ということで、特に内容に変更はございません。

続きまして、24 - (16) をごらんください。

24 - (16) につきましては、学校関係事業の取扱いとなっております。

こちらは、遠距離通学対策から施設整備まで、(1) から(6) までございますけれども、こちらにつきましても調整方針の修正はございません。中の数字等は必要に応じて修正をかけております。

続きまして、24 - (17) 生涯学習関係事業の取扱いでございます。

こちらにつきましては、(1) の生涯学習諸計画から(7) 施設整備計画までございますけれども、一部変更がございます。調整方針の(5) 図書館についての表現でございますけれども、これまでは図書施設として遊佐図書館という表現、「酒田中央図書館と光丘文庫及び遊佐図書館を図書施設とし」という表現がございましたけれども、遊佐図書館という文言を削除させていただきまして、文言の整理を行っております。ほかの部分につきましては、特に修正はございません。

続きまして、最後ですけれども、ちょっと戻っていただきまして、24 - (3) をごらんいただきたいと思います。

お聞きいただけましたでしょうか。24 - (3) 電算システムの取扱いでございます。

こちらにつきましては、電算システムについては合併時に稼働できるよう、システムの統合を図るという調整方針となっております。この調整方針につきましては既に第2回のこの小委員会で協議を行って確認をしていただいております。今回、この調整方針につきましてはそのまま尊重いたしまして、全体会としまして確認を行いたいと考えております。

それで、第2回の小委員会で要望がございました電算システム統合後の全体像につきまし

て示していただきたい、報告をいただきたいというご要望もあったわけですが、こちらにつきましてはもう少し時間をいただきまして、改めてご報告をするということとしたいと考えております。

以上、簡単ではございますけれども、(1)から(5)までの説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

委員長(小松隆二) どうもありがとうございました。

以上のご説明のとおり、5件につきましては、調整方針の内容・趣旨については何ら変更がないということでございます。必要な文言の修正のみということで、ただ、電算システム統合後の全体像については、もう少し時間をいただきたいという説明でございました。

この5件につきまして、委員の皆様からご質問なり、ご意見をいただければありがたいと思います。いかがでしょうか。

〔「なし」と発言する者あり〕

委員長(小松隆二) 内容・趣旨について何ら変更がございませんので、よろしいでしょうか。

〔「はい」と発言する者あり〕

委員長(小松隆二) それでは、ただいまの5件、協議第18号から協議第38号まで、原案のとおり確認させていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と発言する者あり〕

委員長(小松隆二) ありがとうございます。

それでは、協議第40号 協定項目5 財産の取扱いについて議題とさせていただきます。

それでは、また財政分科会長、ご説明をよろしくお願いたします。

財政分科会長(高橋清貴) 改めまして、財政分科会、高橋でございます。

それでは、協議第40号 協定項目5 財産の取扱いについてご説明を申し上げたいと思います。

資料をごらんいただきたいと思います。

内容としては、財産の取扱いについては、1市3町が所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐということでございます。

具体的な内容といたしましては、以下数ページにわたって資料がございますけれども、主なものを項目でちょっと申し上げたいと思いますが。

まず、1つは、公有財産ということでありまして、この公有財産には1ページ、土地、建

物です。それから2ページにいきますと、今度は山林、動産、物件。さらに3ページにいくと、無体財産、有価証券、出資等による権利というものがございまして、これらが公有財産であり、こういった種類のものがあるということでございます。

それから、4ページが、2つ目といたしましては物品ということで、主に車両ということでございます。

それから、3番目が債権ということでございます。

5ページに入りますと、4番の基金ということで、これは現金で保有しているもの、あるいは土地等、現物で保有をしているものといったようなものが、この一覧表の中にまとめられているということでございます。

以上が財産ということでありますが、今度は6ページから、そういった財産に比べて、いわゆる債務ということで、これも当然新市に引き継がれるわけでありまして、財産のみならず従前の債務、こういったものが引き継がれるわけでございます。

まず、6ページが地方債でございます。いわゆる起債とっておりますが、簡単に言えば行政が行う借金です。一時的にいろいろな事業の資金繰りがなかなか難しいということもありまして、10年、20年の返済を伴う借金、借入をしているいろいろな事業を行うといったようなことから、これがずっと続いていくわけでありまして、その起債の状況、これを1市3町でまとめたものでございます。

それから、7ページです。最後のページになりますが、これは債務負担行為ということでありまして、余り耳なれない言葉かもしれませんが、これは要するに将来にわたって、支出といったようなものを約束事として定めておくということでありますから、つまり将来の支出がもう確実に発生するわけでありまして、そういった意味で、そういった起債と同様に、将来の支出ということで、この債務の中にも入ってくるわけでございます。

今日お示しした資料は、これは平成15年度の決算の資料でありまして、平成15年度の決算でありますから、すなわちことしの3月31日末をもつての保有の状況でございます。これが実際に合併する際には、合併期日の前日時点において、今申し上げたような財産、そして債務についてこれを整理をし、そして合併日に新市に引き継ぐということになるわけでございます。

非常に割愛した説明でありますけれども、以上、財産についての提案ということで、よろしくご審議の方をお願いをしたいと思います。

委員長（小松隆二） どうもありがとうございました。

1市3町が所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐというご説明でございますが、委員の皆様、何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

委員長（小松隆二） 特にご意見、ご質問ございませんでしょうか。

どうぞ。

委員（山川源吉） 債務の方ですけれども、地方債の残高はこれでわかりました。それから、債務負担行為の状況としての将来支出を約束した費用となりますかね、これもこの金額でわかりました。

行政が保証しているような、いろいろな第三セクターとか、そういうものへの保証額みたいなものは、ここに何か書いてありますか。それがありましたら、その場所をちょっと教えてください。

財政分科会長（高橋清貴） 債務負担の資料の7ページでございますけれども、今、山川委員が言われたものは、この資料の2番です。債務保証又は損失補償に係るものということで、ここに出てまいります。

委員長（小松隆二） ほかにいかがでしょうか。

それでは、山川委員、どうぞ。

委員（山川源吉） 債務保証の金額はこれでわかりましたが、あんまりこういう質問をしても何でしょうけれども、これに関する現在の債務の回収と申しますか、その辺で特に問題のありそうなものがあるのでしょうか。要するに債務保証はしていますけれども、実際には一般に言われる回収不能な債権と申しますか、そういうものが見通しがありますか。愚問と言えば愚問なんですけれども。何かその辺の見通しで、いや大体大丈夫ですよという、そんな認識でいいのかどうかです。

財政分科会長（高橋清貴） この損失補償、例えば酒田市、これが40億円ございますが、これは具体的に申し上げますと土地開発公社、これが土地を先行取得するわけでありまして、そのときに土地の取得購入費が必要になるわけです。それを銀行から借入れをするわけですが、その際に、いわゆる母体であります酒田市が保証をいたしますよということで、銀行に対してその分を保証するわけでありまして。したがって、酒田市が保証人になりますので、金融機関は開発公社にお金をお貸しをすると、こういうことになるわけでありまして。したがって、懸念されるようなそういう性質のものではございませんので、全般を見渡しても、起債についても、これはちょうど償還の、いわゆる年次も決まっておりますし、償還額も決

まっております。

それから、債務についても、これは将来にわたって例えば利子補給、一たん制度ができますと、それが少し続くわけでありますから、その利子補給を将来にわたって継続的に行うと。例えば今回の台風災害とか、ああいったもので、農家の方がいろいろな被害を受けて融資が必要になるわけです。それに対して行政で、国・県も含めて利子補給をしますといったような場合、これは単年度で終わりませんので、将来にわたってそういった利子補給に対する行政の支援というものは続くわけでございます。したがって、特にそういう心配をされるような性質のものではないというふうにご理解をいただければ幸いです。

委員長（小松隆二） それでは、山川委員、どうぞ。

委員（山川源吉） この地方三公社というのは、1つは土地開発公社ですね。そのほかに何でしたか、土地開発公社のほかに。

財政分科会長（高橋清貴） 実は私も不勉強で恐縮なんですが、酒田市の場合は土地開発公社ということしか、もう選択肢がないものですから、ずっとそういう頭でございましたのですが。

例えば、これは決算統計という全国共通の尺度でこういった項目がございますので、そこには三公社というふうに出てきます。

なお、その辺はちょっと勉強しまして、後ほど事務局の方からご説明を申し上げたいということで、よろしくお願いを申し上げます。

委員（山川源吉） わかりました。

それで、問題の土地なんですけれども、ご案内のように土地の場合は購入したときの価格と実際に売却するときの価格との差というのは、要するに土地の値下がりという問題があるわけです。一方では、土地については売却がおくれればおくれるほど金利がかさんでいって、販売価格といいですか、土地の価格自体がふえていくわけですよ。その辺の差というものが常に問題になっているようなんですけれども、酒田市の場合はそういう懸念はないと考えてよろしいのでしょうか。

委員長（小松隆二） それでは、お願いいたします。

酒田市管財課長（庄司君雄） 酒田市の開発公社担当の管財課長の庄司と申します。どうぞよろしくお願いをいたします。

今ご質問がございました価格差でございますが、一般的に公社で土地を購入して売却するという場合は、一般的には市が必要なために公社が事前に準備をして市に売却するというの

が一般的でございます。

ただ、工業団地の場合だけは市で購入をし、直接それぞれ分譲するということですが、現在のところ価格の差におきましては心配はないと思っております。

委員長（小松隆二） ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

委員（阿部慶一） 債務負担行為の中の項目、区分の中のその他の中のその他に係るものというものですけれども、これは結構数字が大きいなと思ったんですけれども。大体で結構です。その他に係わるものというのとは一体どういうものを指すのか、ちょっと教えてください。

委員長（小松隆二） それではお願いします。

事務局（土井義孝） こちらは事務局でまとめたんですけれども、その他の中身まではちょっと、今手持ち資料を持っていないものですから、これも含めまして後でご報告させていただきたいと思えます。

委員長（小松隆二） ということですが、ほかにいかがでしょうか。

特にございませんようでしたらお諮りいたしますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と発言する者あり〕

委員長（小松隆二） それでは、協議第40号 協定項目5 財産の取扱いについては、原案のとおり確認してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と発言する者あり〕

委員長（小松隆二） ありがとうございます。

それでは、後ほどただいまの質問について、確認をよろしくお願ひしたいと思います。

どうもありがとうございました。この件につきましては原案のとおり確認して、協議会に報告いたします。

以上のとおり、本日も協議いただきました件数は6件でございますが、これにつきましては皆様のご意見等を十分踏まえて、次回の協議会へ報告させていただきたいと思えます。

ただ、その際、報告書の作成につきましては、これまでどおり委員長にご一任いただければありがたいと思えます。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と発言する者あり〕

委員長（小松隆二） ありがとうございます。

それでは、報告書の作成につきましては、ご一任いただくということをお願いしたいと思います。

います。

用意した議題は以上でございますが、皆様の方で特に何かございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

委員長（小松隆二） それでは、特にございませんようですので、本日の議事を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

事務局（土井義孝） どうもありがとうございました。

これをもちまして、第1回の第2小委員会を閉会したいと思います。

皆さん、大変お疲れさまでした。

なお、今いろいろ質問に答えられなかった部分は、後ほどご報告させていただきますので、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

閉会 午前11時30分